

「真如堂記録」の紹介

—元禄二年「鈴磨得度記」—

真如堂記録研究会

はじめに

真如堂（鈴聲山真正極楽寺）は、京都市左京区浄土寺真如町に所在する天台宗寺院である。真如堂には、中世以来の古文書も蔵されているが、十七世紀末からは日々の出来事を書き記した記録も残存している。本稿では、それらの記録を総称して「真如堂記録」と呼び、その中に含まれる「鈴磨得度記」を紹介する。

「真如堂記録」を紹介することは、二〇一二年十一月に福持昌之（京都市文化市民局文化財保護課技師）と井上幸治（京都市歴史資料館嘱託・本学非常勤講師）とが、十日十夜別時念仏会（お十夜）に関する史料調査をしたところ、「真如堂記録」が非常に良好な状態で残されていることが判明したことに始まる。そこで、改めて記録の撮影・翻刻をお願いしたところ、竹内純照執事の快諾をいただけた。そこで、有志による真如堂記録研究会をたちあげ、二〇一三年九月・十月に古い記録から順番に撮影し、その画像データを用いて、翻刻作業を始めた。また二〇一四年九月には、原本による確認を行なった。

以下では、真如堂および翻刻史料の内容について概略を記し、解題に代える。

一、真如堂について

真如堂の歴史は古く、永観二年（九八四）に延暦寺の僧戒山が延暦寺常行堂の阿弥陀如来像を神楽岡東にある藤原詮子（東三条院）の神殿に安置したのが始まりとされる^①。この本尊の阿弥陀如来像は円仁の作であり、完成間際に円仁が比叡山の本尊になってくださいと頼むと阿弥陀如来は首を振ったが、それでは都に下って人々、特に女性を救ってくださいと頼むとうなずいたという伝承をもつ。このことからこの阿弥陀如来像は、「うなづきの弥陀」と呼ばれている。正暦三年（九九二）に一条天皇の命により堂舎が建てられた。

その後、応仁・文明の乱の際に本尊は比叡山に、次いで穴太に移されるなど転々とした。この時の様子が江戸時代に「真如堂縁起」としてまとめられたが、応仁・文明の乱を描いた絵巻物は数少ないため、貴重な史料として用いられる。

文明十六年（一四八四）には、足利義政の命によって旧地に復興。その後、足利義昭の命により足利義輝の菩提寺に指定され、室町勘解由小路にある義輝旧邸に移されることになったが、同地は義昭の二条城となる予定であったため、一条通に移されることとなった。そして豊臣秀吉が覇権を握ると、聚楽第の建設にともなって天正十五年（一五八七）に京極

(寺町)今出川南東(現在の上記区扇町・大猪熊町・米屋町・大宮町あたり)に移転した。その後、二度の焼失をへた後に、元禄六年(一六九三)に東山天皇の命により現在地に復し、宝永二年(一七〇五)までに伽藍がととのえられて現在に至っている。

元禄・宝永の真如堂の再建に尽力したのが、真如堂第二八世住持の尊通である。くわしくは後述するが、尊通は真如堂中興の祖と呼ばれる。

そしてこの尊通と並んで真如堂の復興・維持に貢献したのが豪商三井家である。三井家の家祖である三井高利は、真如堂を自らの墓所とすることを希望したため、以来真如堂は三井家累代の菩提寺となった。こうした関係もあり三井家は真如堂に多くの寄進を行なっている。真如堂内のいたるところで、いまも三井の家紋や三井の文字を見ることができ、真如堂におけるその貢献がうかがえる。現在でも、毎月一回ほどの頻度で、三井主催のお茶会が開催される。

真如堂にまつわる伝承には、先にあげた「うなづきの弥陀」に加え安倍晴明にまつわる伝承も存在する。晴明が一度死去した際に、不動明王が閻魔王に頼んで晴明を蘇生させた。その際に閻魔王は、極楽に行くための手形として晴明に印を授けた。この時に授けられた印と不動明王の像が真如堂に納められている。

主な行事としては、三月の「大涅槃図」公開、八月の精霊送り灯ろう供養会、十月の引声阿弥陀経会、十一月の十日十夜別時念仏会(お十夜)などがあげられる。

二、「鈴磨得度記」について

本稿で翻刻するのは、「鈴磨得度記」と記された史料であり、これは「真如堂記録」の中でもっとも古い年紀をもつ。法量は、縦二三・六cm、

横一六・四cmであり、紙数は四九枚である。

表題にも記される「鈴磨」とは、第二八世住持となった尊通の出家前の名である。尊通は、正親町公通の養子として出家したが、実の父親は浅井政信(松雨軒)という人物である。そしてこの政信は、東本願寺一三代法主宣如光従の六男であり、母方の祖先は浅井長政(二五四〜七三歿)である(系図参照)。政信が「浅井」を称するのは、このためであろう。

つまり天台宗の古刹である真如堂の再建に尽力した住職は、浄土真宗の門跡である東本願寺の連枝であったことになる。ただし真如堂と本願寺とは、ゆかりがないわけではない。真宗の開祖である親鸞は、延暦寺を出た後によく真如堂に訪れたとされており、現在も真如堂本堂には親鸞像が置かれているのである。真如堂は、浄土真宗とも一定の関係をもっていたことがうかがえる。

一方、尊通の母親は、正親町実豊の娘である。鈴磨は得度前に、実豊長子で叔父にあたる正親町公通の養子になっている。

ところでこの史料では、表紙には「元禄二」と記されるが、本文中には「貞享四丁卯歳」と二年前の年が記されている。鈴磨は閏正月に得度しているが、貞享四年(一六八七)には閏正月が存在せず、表紙にある元禄二年(一六八九)が正しい。このような誤りが生じたのは、鈴磨が入室・得度の際して年齢を二歳年上に改めていたことが影響しているであろう。史料文中にも、鈴磨得度を貞享四年と記す書状が写しとられている。恐らくは享保十九年(一七三四)に鈴磨(尊通)が亡くなった後、その実年齢と表向き年齢とで混乱が生じ、貞享四年に得度したとする誤解が生じたのではないだろうか。そのように考えれば、この記録がまとめられたのは、尊通が示寂した享保十九年以後、最初の書き継ぎが加えられる寛延元年(一七四八)以前と考えられる。

つまり「鈴磨得度記」は、元禄二年に作成されたのではなく、年紀を

欠いた日記のような史料に基づいて、十八世紀以降に作成されたものと考えられる。作成者は明らかにできないが、このような経緯を考慮すれば、真如堂の院家など、真如堂の記録史料を利用しやすい立場の人物であったらうと推測される。尊通の得度にまつわる記録をまとめることにより、後継者の得度に際し、先例として参照したことなどが推測できよう。

尊通の得度は、元禄二年閏正月十五日に、前天台座主尊證法親王を戒師として、天台宗の關係者をはじめ、万里小路淳房や中山篤親らの公家、浅井政信（松雨軒）らの親族が出席する中で行なわれた。

史料では、準備から当日の段取りまでの様子がくわしく記される。興味深いのは、尊通の得度に際して祝儀の品々を持参してきた人々が、細かく記録されていることである。そこには、寺院・公家關係者はもちろんのことであるが、「おりく」「さつ」といった女性や、「魚屋彦兵衛」「丸や長右衛門」といった町人、さらには「髮結」や「乞食」など身分の低い人々まで見え、多くの人々との關係がうかがえる。

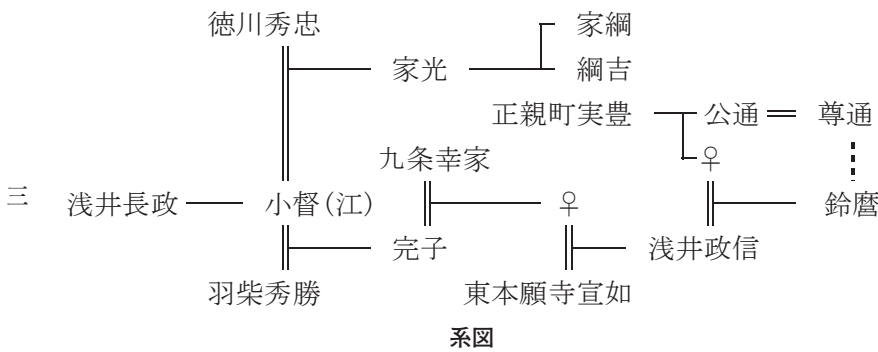
「鈴磨得度記」には、鈴磨得度の記録に続けて、寛延元年に祐弁が隠居し、常丸を得度させて後任とする際の史料が続けられている。住持交替に際しては、江戸の輪王寺門跡（寛永寺）へ真如堂の院家が挨拶に出向いているが、そこで輪王寺・寛永寺の院家と交わされた書状が書き留められている。先述した尊通得度を貞享四年とする記述も、そこで用いられた先例書の中に見いだせる。^③

このように「鈴磨得度記」は、真如堂がまだ寺町今出川に所在した時代の記録であり、また現在地への復興で中心的役割を担った住持尊通の得度に関する記録である。真如堂では、尊通を「中興の祖」と位置づけているが、現存する史料中もつとも古い年紀をもつものがその尊通のものであることから、真如堂における尊通の位置づけが確かめられよう。

「真如堂記録」の紹介

註

- ① 以下の由緒については、赤松俊秀「真正極楽寺」『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』十八（京都府、一九三八年）、小松茂美編『清水寺縁起 真如堂縁起』（中央公論社、一九九四年）、清水真澄・土村清治『真如堂』（淡交社、一九九五年）などによる。
- ② 尊通の歿年は、真如堂墓地内の墓石（写真1）による。
- ③ ただしここでは、鈴磨（尊通）の年齢を貞享四年に十一歳としている。これは、表向の年齢である。



〔史料翻刻凡例〕

一、真正極楽寺（真如堂）が所蔵する「鈴磨得度記」を翻刻したものである。解題は井上幸治・安久直輝・深井純が執筆した。翻刻・撮影作業については、後掲の通り。

一、翻刻では、現在一般に用いている字体を用いた。ただし「夕」などはそのまま用いた。

一、改行等は、原則として原史料にしたがったが、次の点は改めている。

・割書きは「 \wedge 」内に収めた。割書き内の割書には、「 $\langle \rangle$ 」を用いた。
・割書きの改行は、「 \lrcorner 」で示した。

・誌面の都合により、原本で上下二段に書かれているものを、一段に改めたか所もある。

一、改丁は行末に「」で示した。

一、挿入がある場合は、挿入箇所●印を付し、その段落末尾に挿入文字を示した。

一、訂正がある場合は、挿入箇所に◆印を付し、その段落末尾に訂正文字を示した。

一、破損等によつてほとんど文字が読めないものの、残画等から推測しえるものは傍注（ \sim ）内に記し、「か」と加えた。

一、比定しえる人名や明らかな誤字等は、初出で傍注（ \sim ）内に記した。

一、その他、注記すべきことは「*」以下に記した。

一、翻刻作業（二〇一四年三月～七月）および撮影作業（二〇一三年九月～二〇一四年三月）への参加者は、以下の通り。なお肩書きはいずれも本年九月現在のものである。

井上幸治（本学非常勤講師）、福持昌之（京都市文化財保護課技師）、満田雅（OB）、安久直輝、樋口拓也（大学院博士課程前期課程一年）、川北百合佳、紀光（二〇一四年度卒業生）、佐田久真帆（六回生）、安達悠、名合

藍、深井純（四回生）、井澤仁志、中村梨紗子、福谷鮎子、藤橋由佳、松田華奈子（三回生）

四

（表紙）「元禄二◆辰年正月十五日

鈴磨殿得度之記

*◆「辰」を「巳」と訂正

鈴磨殿得度之記

一、鈴磨殿得度之儀、先達而青蓮院宮^{（華證）} 輪王寺宮^{（天眞）}

両御門主（エ）被願上候所、無相違被仰出、依之青御門主（エ）御戒師之願被仰上候処、依御不予御成難被成候

間、御名代（ニ）日嚴院大僧正可被仰付由被仰出也、

一、正親町中納言殿（エ）覚円房^{（賢盛）}參上、来十五日、鈴丸殿

御得度青御門主御戒師為御名代日嚴院大僧正

可被仰付之由被仰出候間、其節御出被下候（ニ）付、

申入候所、成程御出座●候、又御一家方（ \wedge ）も申入度旨

申入候処、被得其意候、万里小路大納言殿^{（淳房）}・中山

中納言殿^{（藤親）}・藤谷三位殿^{（為茂）}・山科三位殿^{（持言）}・冷泉中将殿^{（為綱）}・

四条中将殿^{（隆安）}・綾小路中将殿^{（有胤）}・入江殿（エ）可被仰遣由也、

浅井松雨軒殿^{（政信）}へも參、右之趣具二申入也、

*●に「可被成」と挿入

一、日嚴院大僧正（エ）御使僧覚円房參上、来十五日

得度仕候（ニ付）、御名代之儀貴院（エ）御頼可被成候旨

御門主仰（ニ）御座候、乍御苦勞頼存候由被仰遣

委細致承知候、青御門主今被仰下候、以来相勤

可申由御返答、

一、偏知院僧正（エ）、得度日限等儀被仰遣候所、近日

御出京可有之由、被仰聞也、

一、山門衆（エ）来十五日得度仕候間、御出座頼入候由御使僧被遣何も出仕可申旨御返答、使僧智乗坊、

一、寺門伝奏勸修寺大納言殿（エ）覚円房参上、来

十五日鈴丸得度仕候、依之御届申入候何ケと

御見舞被下候様（ニ）申入候所、大納言殿御対面、委細被承知候御返答也、

一、偏知院僧正御出京、宿坊覚円房（ニ）御入、

鈴磨殿延宝七己未歳十月五日午上刻誕生

正親町従二位権中納言藤原公通卿養子

実（ハ）東門跡東泰院宣如大僧正之末子浅井

左兵衛政信二男、母（ハ）正親町正二位前大納言

実豊卿娘、

天和三癸亥歳閏五月入室（于時五才／表向七才）

貞享四丁卯歳閏正月十五日得度

差定

新得度之所

御戒師青蓮院宮前天台座主二品尊證法親王（依御不予／御名代）

妙法院宮院室、園儀同三司基福公弟、禁色

戒師御名代 日嚴院前探題法印前大僧正克憲

横川于時輪王寺宮院室

唄師 靈山院已講法印大僧都章海

東塔

教授 竹林院義講法印大僧都元超

同

三光院法印大僧都豪然

理髮 横川

鷄足院法印大僧都覚深

介借 東塔 円龍院法印権大僧都清海

水瓶 無動寺 善住院法印権大僧都舜延

指燭 東塔 五智院法印権大僧都寂靜

同

薬樹院権少僧都秀胤

剃手 西塔 喜見院権律師如諦

具在前

貞享四丁卯歳閏正月十五日

御児後見 十乘院法印大僧都宥純（愛宕山大善院／青蓮院宮院室）

取持 医王院法印鏡尊（神明別当）

雑具

御机仏具灯台二・礼槃壹二・円座一・畳三帖

理髮具 柳箱（左右之包紙《并》元結／櫛・鉗・カウガイ）

水瓶盥 湯帷子 手拭 脇足 半紙

指燭 柳箱土器（ニ）ノ七置之、

剃刀 柳箱 菓之葉土器（ニ）入、小四方

一、道場大書院中之間（四方簾《ヲ》垂《ル》、中央得度之机《ニ》／仏具御流之通儲之、戒師・唄師／御児之畳《并》

教授之円座儲之、／出仕路東口、

道場之図

（*図略／写真2参照）

一、御戒師山門衆房官中饗応之間、大書院御床

御掛物尊円親王御筆円頓写、立花、

一、公家衆小書院、御床後醍醐天皇震翰〈花生筒／梅花〉、

一、御次之間永真（野）鶴二幅対、中央卓花水仙、

一、御名代〈并〉房官中御休息所、松林房、

一、山門衆御宿房、
理正房、

右両所〈エ〉御菓子御茶等進上〈并〉御家来中

宿房〈ニテ〉饗応有之、

一、於本房最物

先、三方御口祝〈昆布／搗栗〉白箸

次、小皿御香物〈御茶碗土器蓋〉御雑煮〈大根／昆布／押餅／里芋／豆腐〉

次、御引替
御吸物

次、御土器
御銚子加

一、饗応御料理二汁七菜

御銚子 三種之御肴 御吸物三反

台物 御取肴品々 御茶菓子〈餅 水栗／川茸（華か） 楊子〉

御菓子五種〈銘々盆〉

後段温飩 御吸物 御酒 御肴品々

御吸物品々 柳台数品 水物品々

御謡、狂言有之、千秋万歳々々、

一、御名代公家衆御三方山門衆木具

右兼日用意、

一、御得度当日閏正月十五日晴天、朝飯後、万里小路

大納言殿・正親町中納言殿・山中納言殿・綾小路

中将殿・四条中将殿御出、其外御断、御口祝御雜

煮・御吸物・御酒出之、

已之上刻 寺務宮御名代日嚴院前大僧正〈并〉

御門主御使鳥居小路大倉卿法印・大谷兵部卿法眼御

出先御休息松林房〈エ〉御入、山門衆理正房参集

役者覚円房賢盛寺中総代一臈東陽房純盛

参上、御礼申上偏知院僧正御使者菅谷平左衛門参上、

山門衆工同断、

一、御門主御使者鳥居小路大藏卿・大谷兵部卿為御祝儀、

御目錄之表・大樽一荷・御肴二箱・饅頭大折一拝領、

御児両使〈エ〉御対面、御請被仰上御吸物御酒出、

後見十乘院殿御挨拶相濟、宿坊〈エ〉退下、

一、已之刻、大僧正本房〈エ〉御入、緋素絹・五条・大紋・指貫・中

啓御隨身、山門衆、素絹・五条、御児玄関〈エ〉御出向、

十乘院殿〈へ〉後見有之、於御書院大僧正〈エ〉御児御口祝

進上、次御雑煮・御銚子出、大僧正御児有献、此

時公家衆・偏知院僧正御出、大僧正〈エ〉御挨拶、

献畢而御得度之儀被仰合、御休息〈へ〉御退下、

御得度之次第、午之上刻、覚円坊御名代御

宿坊〈エ〉刻限之御案内、

御戒師御名代堯憲和上、入御于本房、御衣鉢

檜皮色・鈍色、萌黄地金欄袈裟、禁色指貫、花

頭檜扇・数珠、

山門衆出仕、唄師木椽色・鈍色、白地金欄袈裟、

紫指貫、数珠・檜扇、教授木椽色・鈍色、紋白

五条、紫指貫、其外素絹・五条・中啓、

先戒師入道場、御着座、

次御児入道場、着座、介借清海、

童躰染小袖・水干・長絹・横目扇、
次堂上御列座、

次戒師・御児各進于机前、

次戒師御灑水、御児御拜〔元超教授〕、

先太神宮・氏神・国王・師父母等各三拜、

次戒師授偈、

次御児道場退下而改俗衣着法衣〔鈍色紫指貫／念珠・檜扇〕、

入道場、着本座、

次改師御洒水、授偈、

次舜延水瓶持參、

次唄師入道場、着座、

次豪然・覚深理髮具持參而至御児左右理髮、

次寂靜・秀胤脂燭具持參、列立于左右取指燭、

次如諦剃刀持參而進于戒師下、

次戒師起座而赴于御児座、取剃刀令三度当

之給、着本座、

次唄師発音、毀形唄如例、

次僧正胤海入道場、令剃刀当給而退出、

次剃手御髮刺畢而退下、

次唄師退出、

次教授進袈裟於戒師、戒師取之、三度授

之而授戒、

次賜実名之折紙、頂戴之、賜御諱字号尊通、

次事畢而各退出、先御宿坊〔エ〕退下、暫御休息、

一、院家本堂〔エ〕御參詣、偏知院僧正〔エ〕御出御一礼、

一、未之刻、御料理之御案内申上、則大僧正以下

本房〔エ〕御入御料理大僧正〔エ〕院家御膳被備、
御饗応御酒数遍出之、御名代御盃院家

御戴、早速御返進、山衆房官中御盃事有之、

此時堂上方御出座御挨拶、御酒宴祝儀

之謡等有之、撤御膳、御茶菓子、御茶・御菓

子等出之、次〔三〕後段、上〔三〕テ御酒宴及暮、御

名代 御門主御用有之由、山門衆今日帰山之

由〔二テ〕御立、院家御宿房〔エ〕御出、御一礼被仰入也、

一、公家衆小書院〔二〕テ御料理御相伴、数十人御酒宴、

及夜半御立、

一、偏知院僧正〔エ〕御送り膳三方、

一、諸方々御祝儀到来、別帳記之、御出入中見

舞取持有之也、

十六日晴天

一、御院家素絹五条指貫御隨身、青御門主〔エ〕御參、

覚円房御供、偏知院僧正々御礼、代僧菓樹院、寺

中惣代東陽房・法輪房參上、御祝儀献上、則

房官中列座御雜煮・御吸物・御酒出〔ル〕也、

一、大樽一荷・御肴二箱・白銀五枚・御目錄、

右、御門主〔エ〕献上、

一、金子二百疋 鳥居小路大藏卿 一、同二百疋 谷大進〔通奉〕

一、同二百疋 大谷兵部卿 一、同二百疋 進藤采女〔為之〕

一、同二百疋 御乳人治部卿 一、同百疋〔士法師〕隱岐駿河〔義説〕

一、同百疋〔町奉行〕沢野頼母〔首級〕

一、同百疋〔町奉行〕桐山俊右衛門

一、〔御樽一荷／御肴二種〕尊勝院殿

右之通御持参、

- 一、房官中覚円房（エ）近日御料理可被進候間、其許御勝手次第、日限御定（ヌ）可被成之旨御内意故、若年之義（ニ而）御免被下候様（ニ）申上候所、御祝儀之御事（ニ而）是非御招請可被成由也、

- 一、日嚴院前大僧正（エ）御出、白銀三枚御樽一荷肴一箱御持参御対面御盃出（ル）也、

- 一、正親町前大納言殿（エ）十帖一本御持参、

- 一、御樽一荷

- 一、御肴二種 松雨軒殿

- 一、粽一折

- 一、（引合十帖／昆布五十本）源五丸殿 一、小杉五束 直丸殿

- 一、（御樽一荷／御肴二箱）東御門跡（エ）

- 一、（金百疋／菓子一折）（神明）医王院

右御持参、

十七日晴天

- 一、御院家本堂鎮守社稻荷社大子堂諸堂（エ）御参詣

- 一、已心院御廟（エ）御参詣

- 一、偏知院僧正（エ）十帖一本・白銀三枚御持参、御吸物御盃出（ル）

- 一、（白銀壹枚／足袋五疋）葉樹院 一、同断 喜見院

- 一、御樽一荷

- 一、御肴二箱 勧修寺大納言殿

- 一、白銀壹枚

- 一、十帖一本 同弁殿（尹隆）

- 一、金子百疋（雜掌）立入河内守（直貞）

- 一、同百疋（同）三宅主計助

右御持参御対面被成也、

- 一、御樽一荷
- 一、御肴二種 正親町中納言殿
- 一、白銀壹枚

- 一、金子百疋 中村織部

- 一、青銅百疋 川嶋主膳

- 一、（御樽一荷／御肴二種）万里小路大納言殿

- 一、同断 四条中将殿

- 一、丈連二 永法院殿

- 一、（御樽一荷昆布／羊羹十棹）養源軒殿

- 一、粽卅把 山科三位殿 一、杉折一 藤谷三位殿

- 一、同五十把 冷泉中将殿 一、羊羹十棹 綾小路中将殿

- 一、（御樽一荷／御肴二種）十乘院殿

右御持参、

- 一、今日山門衆（エ）御礼（ニ）御使僧被遣、御祝儀到来之方（ハ）

- 一、一種（ツ、）被相添、如左、

- 一、（白銀壹枚／求肥三箱）靈山院

- 一、（白銀壹枚／延紙五束）鶏足院

- 一、白銀壹枚 竹林院

- 一、同断 円龍院

- 一、（白銀壹枚／高麗煎餅一折）三光院

- 一、白銀壹枚 五智院

- 一、（白銀壹枚／外郎餅十棹）善住院

- 一、（御樽一荷／御肴二種）本門院僧正（エ）

- 一、（羊羹五棹／昆布一折）鴨口三左衛門

右御返礼也、

十八日晴天、

一、正親町前大納言殿・中納言殿・中山中納言殿・養源軒殿・

松雨軒殿御招請、御相伴有之、御料理二汁七菜、

御茶御菓子、後段御酒及数辺、夜〈二〉入御立、

一、硯蓋三片・箱入御菓子一折、松雨軒殿御持参、

一、物中〈エ〉明日御料理可被下之旨、回章、

十九日晴天、

一、偏知院僧正御招請、十乘院殿・林光院・医王院・薬樹院・

喜見院・惣寺中御相伴、御料理二汁七菜、御茶・

御菓子、後段夜半〈二〉御立、僧正御家来不残入来、

一、青御門主今来〈ル〉廿三日御料理可被下旨、御使今井

伊右衛門、院家御送御請被仰上也、

廿日晴天及暮雨天、

一、四十八人講中御振舞、一汁五菜馳走、

一、夜〈二〉入御出入家来中〈エ〉蕎麦切被下、酒宴及夜半、

廿一日晴天

一、御院家来廿三日、青御門主御料理可被下之旨御

礼〈二〉被参、東陽房・常照房・覚円房・御礼〈二〉参上、

尊勝院殿〈へ〉御立寄、尊勝院殿御得度以後

御門主御招請之節、献上物御座候哉之事

御聞合候所、献上無之由也、

廿二日晴天御祝儀御返礼如左

一、〈枝柳^{枝か}一箱／山芋一折〉 興聖寺

一、羊羹十棹 瑞花院殿

一、〈十帖扇一箱／昆布五十本〉 長生院殿

一、〈御樽一荷／御肴二種〉 多賀主計殿

一、杉原二束 本明院

一、昆布五十本 横田主水

一、〈金子百疋／菓子一折〉 磯田立安

一、菓子一折 浅川文七

一、菓子一折 正智房

一、同一折 池上良永

一、同断 徳正寺

一、昆布三十本 仏願寺

一、延紙五束 〈七条〉 おさみ

一、延紙五束 〈七条〉 おりく

一、同断 さつ

一、白銀老杖 〈乳人〉 おなさ

一、金子百疋 長井半弥

一、金子百疋 〈七条〉 長井求馬

一、足袋五疋 知貞尼

一、同断 おきく

一、足袋五疋 久保田忠右衛門

一、同断 太右衛門

一、〈御樽一荷／昆布一箱〉 甲良作十郎

一、〈御樽一荷／御肴一箱〉 〈愛宕〉 教覚院殿

一、〈御樽一荷／御肴二種〉 〈愛宕〉 随縁院殿

一、昆布卅本 笹屋宗真

一、昆布卅本 笹屋宗清

一、〈手樽一、昆布五十本／羊羹五棹〉 仏具屋次右衛門

一、外郎餅五棹 伊勢祐仙

一、高麗煎餅 伝長老

一、〈茶碗二十／杉板二〉	廬山寺	一、昆布卅本	円清
一、足袋五足	金光院	一、箱菓子五	順正房
一、足袋五足	東北院	一、青銅五百疋	前町中
一、上下一具	中村七右衛門	一、中啓一本	乙丸
一、上下一具	井筒屋喜右衛門	一、金子百疋	〈偏知院家来〉青木無庵
一、足袋五足	長谷川為真	一、同百疋	〈同〉菅谷平左衛門
一、足袋五足	松本隆庵	一、同百疋	〈同〉大塚権右衛門
一、同断	二文字や新七	一、青銅百疋	〈同〉畑平六
一、〈同三足／扇子一箱〉	葛屋文四郎	一、同百疋	〈同〉南場権平
一、上下一具	佐渡や三左衛門	一、同百疋	〈同〉保坂市左衛門
一、菓子五箱	尾崎涼益	一、足袋五足	〈同〉田中権太郎
一、足袋五足	土屋吉三郎	一、青銅二十疋	〈同〉三寿
一、足袋五足	弥平次	一、青銅百疋	普門房
一、同断	大工重右衛門	一、同三十疋	信西
一、鳥目卅疋	樽物屋七右衛門	一、〈素麵一箱／葛五箱〉	松林房
一、鳥目卅疋	ぬし半兵へ	一、同三十疋	〈松林内〉念西房
一、同断	美濃屋市右衛門	一、青銅二十疋	〈松林内〉〈喜兵衛／市平〉
一、同断	八百や久兵へ	一、同十疋	〈理正内〉市助
一、同五十疋	魚屋彦兵衛	一、〈素麵一箱／葛五箱〉	理正房
一、上下一具	山添三右衛門	一、金子百疋	高坂木工左衛門
一、足袋五足	大原三左衛門	一、金子百疋	平野辰之助
一、同三足	木屋嘉兵へ	一、同二百疋	覚円房
一、同三足	丸や善三郎	一、同百疋	法泉房
一、延紙三束	丸や長右衛門	一、同百疋	少弐
一、杉折	石川草春	一、同式百疋	智乗房
一、足袋三足	梅辻主膳正 ^(兼久)	一、同二百疋	岡本右近

- 一、同百疋 岡本内記
 - 一、同百疋 松村庄兵衛
 - 一、同百疋 松村庄吉
 - 一、同二百疋 金子忠右衛門
 - 一、上下一具 吉村三十郎
 - 一、同二百疋 服部新兵衛
 - 一、金子百疋 岡本右近内
 - 一、同百疋 妙伝寺
 - 一、青銅五十疋 俊算
 - 一、同五十疋 任性
 - 一、同百疋 宗円
 - 一、同百疋 又兵衛
 - 一、同廿疋 平助
 - 一、同五十疋 六兵衛
 - 一、同五十疋 牧助
 - 一、□□四百文 下々八人
 - 一、同十疋ツ、 〈三右衛門／茂兵衛〉
 - 一、青銅二百疋 本願中
 - 一、同五百疋 百性中
 - 一、〈同五百文／同三百文〉 髮結〈半兵へ／長吉〉
 - 一、同二百文ツ、 〈長兵衛／小左衛門〉
 - 一、同百文 乞食八郎兵衛
- 右之通被遣之也
- 廿三日晴天
- 一、院家〈素絹、五条〉青御門主〈エ〉御振舞〈ニ〉御参、東陽・
 - 常照・覚円坊御供〈ニ〉参上、種々御馳走被仰付、

「真如堂記録」の紹介

「

」

御門主於御座間御対顔、御盃頂戴、及暮御暇退出、庚申堂〈へ〉御立寄、追付御礼〈ニ〉参、大谷兵部卿取次、

廿四日晴天、覚円房江戸下向用意、

廿五日晴天

一、輪御門主〈エ〉得度之為御礼覚円坊江戸下向、偏知院僧正分両執当中〈江〉□^御披露●、惣寺中書状進上、申之刻首途、廿六□^日発足、

*●に「出」と挿入

一筆致啓上候、先以輪御門主益御機嫌能可被遊御座奉上悦候、各御無事御勤珍重存候、然者鈴丸得度之儀申上候所、願之通被仰付、去ル十五日首尾能得度仕、難有仕合奉存候、早速罷下御礼可申上儀〈ニ〉候へ共、若年之儀候故、乍略義覚円房指下、御礼申上候、益御取成〈ヲ〉以御披露頼存候、此上申上兼候へ共寺院為相続候間、住職をも被仰付被下候ハ、於拙僧も重々難有可被存候、此等之趣可然様〈ニ〉偏頼存候、委細覚円房可申上候、恐惶謹言

閏正月廿五日 偏知院僧正 胤海 在判

「

」

「

円覚院法印

戒善院法印

御披露

一 翰啓上仕候、先以

輪御門主様益御機嫌能可被遊

御座、恐悦之至奉存候、然者鈴丸

得度之儀御願被申上候所、願之

通被仰付、首尾能十五日(二)得度

仕難有仕合奉存候、早速罷下

御礼可被申上候へ共、若輩之儀候故

乍自由覚円坊為名代指下

得度之御礼申上候、乍此上為

寺院相統候間、何(とそ)住持職

継目之御礼をも申上候様(二)偏

奉願上候、委細覚円坊口上(二)偏

可申上候、恐惶謹言

真如堂

東陽房

純盛在判

閏正月廿五日

円覚院法印様

戒善院法印様

一、白銀弐枚 輪御門主(エ)得度之御礼

一、金子弐百疋ツ、円覚院法印・戒善院法印(エ)

二月五日為名代覚円房罷出御礼、則

御門主(エ)御目見首尾能相濟、

一一

一、白銀五枚 輪御門主(エ)

一、同壹枚 凌雲院僧正

一、同壹枚 戒善院法印

一、金子二百疋 吉川大藏卿

右同断住持職継目之御礼也、

一、銀子壹枚 本実成院殿

一、同断 德行院

一、足袋十疋 覚成院

右為御祝義進上、

一、同断 護国院

一、同断 慈雲院

二月八日 輪御門主御本房(エ)被召御目見、御暇被下、

兩執当衆令御返輸出(二)付、翌九日江戸発足、

其外之衆中令御状到来、十八日上京、

去月廿五日之貴札令拜見候、今度鈴丸

首尾好被致得度、就夫為御礼下向候而、

御礼可被申上候へ共、若輩故名代覚円坊

被遣之御尤(二)候、御紙面之通、委細申上、

得度之祝儀并住職継目之御

祝儀、覚円坊名代(二)而遂披露候、

若年之儀(二)而弥貴院被添御心、

寺中(へ)も寺院相統專要(二)可仕之

旨可被仰合之由、仰(二)候、巨細之

儀、覚円坊可為演說候条、不能

詳候、恐惶謹言

戒善院

戒善院

二月九日 玄海 在判

円覚院

公雄 在判

偏知院僧正

尚々皆者御気分ハ快御座候由、目出度

奉存候、弥無御油断御保養專一奉存候、最早

世間も晴氣相成候間、弥漸々可為御快氣

珍重候、我々令悦申候、公用繁多、早々、以上

去月廿五日之芳札令拜見候、先に

輪御門主様益御機嫌能為成候間、

可安衆慮候、然者今度鈴丸首尾

能被致得度、為御祝儀下向可被

申候へ共、若年故為名代覚円坊

被指下之由尤へ二候、乍略義住

職之御礼も被申上候様へ二と之義、

達高聴候所、両様共首尾好

覚円坊被申上候、得度之為御祝

儀白銀二枚為繼目之御礼同五

枚被差上之遂披露候所、御満

足之御事二候、住持若年之事二候

間、寺中無疎略寺院相統

專要候様へ二可有之候、恐々謹言

二月九日 戒善院在判

円覚院在判

真如堂

東養房（四冊）

惣寺中

尚々我々方へも得度の御祝儀

式百疋ツ、且又繼目之御祝

儀銀子一枚ツ、贈給、忝致

祝納候以上、

一、覚円房上京以後江戸御表へ二御礼状、如左

一翰致啓上候先以

輪御門主様益御機嫌能為成御座

各々儀御無事へ二御勤之由珍重奉存候、

然者拙僧義從偏知院僧正達而願

被申上候処、得度住職迄被仰付

難有仕合奉存候、早速罷下可申上候

得共、若年之事二而覚円坊指下候

処、首尾好繼目之御礼被仰付

難有奉存候、各御取持故へと忝令

存候、御序而ノ時分 御前宜

被仰上可被下候、為御礼如此御座候、

恐惶謹言、

二月廿三日

尊通在判

戒善院法印

御披露

偏知院僧正寺中

一、偏知院僧正寺中へも為御礼書状被遣之也、

(白紙)

寛延元戊辰年五月頃分上乘院權僧正

御病氣風邪御氣鬱之躰(二)而御座候処、

八月上旬分差重り、十日頃余程御快候処、

閏十月分以外差重り、御病症氣虚(二)

相究候(二)付、御隠居被成、後住常丸殿へ

得度住職被仰付被下候様、為御願江戸表へ

松林院下向、手代り吉祥院下向、

十一月卅日当地発足、九日申刻(二)

谷中(江)下着、翌十日(二)右為御願御執当

御行者覚王院殿(へ)松林院参上之節、

差出候御状、如左、

一 翰啓上仕候、先以

(公達) 宮様益御機嫌能被為成、奉恐悦候、

然者、拙僧病氣追日不相勝、本

服難叶躰(二)罷在候、依之此度隠居

御免被成下候様奉願上候、後住之儀

先達而願上候蒙 御許容候常丸儀

今年十一才(二)罷成候、急々得度仕、

住職相続仕候様奉願候、委細先

例等之儀莊嚴院方迄申遣候

間、御聞届被下、願之通幾重(二)も

御取成奉願候、右願之儀使者以松林院

奉願候、大病(二)付、万事自由ケ間敷

奉願候、此段御慈愍ヲ以願之通

被為仰付被下候様、幾重(二)も御沙汰
奉願候、恐惶謹言

上乘院權僧正

十一月卅日 祐弁在判

覚王院法印

伝教院法印

御披露

右差上候同十二日、御本坊(江)使者

松林院被 召出、覚王院殿御達、

願之通御免候由、則御渡被成御奉書

如左、

芳札令披見候、然者其元病氣

本服難相叶躰(二)付、此度隠居

御免被成下、後住之儀先達而被願上

被奉蒙 御許容候常丸儀

今年十一才(二)罷成候処、急切(二)得度

致、住職相続仕候様奉願候、先例

書莊嚴院分被差出、右願之儀

使僧勝林院ヲ以被願上候趣及

御沙汰候処、願之通隠居

御免後住之儀常丸得度住職

被仰付候、恐々謹言、

伝教院

深海在判

十二月十二日 覚王院
覚深在判

上乘院權僧正

右之御請如左

御奉書奉拜誦候、先以

宮樣益御機嫌良被為成奉恐悅候、

然者大病（二）付隱居 御免之儀

願上、後住弟子常丸急得度仕

住職相続仕候様被 仰付可被

下旨奉願候処、右願兩条共（二）願

之通被 仰付被為下、難有仕合

奉存候、何方（二）も可然様（二）御執成

奉願候、右為御請如斯御座候、恐惶

謹言

上乘院權僧正

十二月日 祐弁在判

覚王院法印

伝教法印

御披露

（白紙）

（白紙）

右之通也、先達而御内意御願并莊嚴院殿迄
以御書中御頼被仰遣候節、例書式通被遣候

切紙、如左、

覚

一、天和三癸亥年閏五月十七日先々日住法印

大僧都賢證兼而病身（三）付、正親町

從二位權中納言公通養子鈴丸七歲（二）

罷成候処賢證弟子（二）契約仕度□^{（旨）}

御願申上、六月十日蒙 御許容候、

一、貞享三丙寅年六月二日賢證長病

殊外差重（リ）候（二）付、鈴丸十歲（二）相成候

間、得度住職之儀、賢證御願申上度候旨、

為名代使者覚円坊賢盛ヲ以奉

願候処、六月廿八日蒙 御許容候、覚円房

在府内、七月朔日賢證病氣本服

無□□^{（之通か）}去仕候、依之直ニ以覚円房鈴丸

得度来春迄延引仕度旨御願申上

候処、先達而御免有之候儀得度之儀

勝手次第（二）可致候、勿論幼年之

住職故、使者一山随分心（ヲ）附、寺院

相続仕候様（二）可致候旨被 仰渡、翌貞享

四丁卯年閏正月十五日鈴丸十一才（二）而

得度住職仕、同十七日從京都以書

中得度住職 御礼録等差上申候

右通（二）御座候、以上

覚

一、享保六辛丑年極月十一日、先住故大僧正

尊通常々病身（二）有之候（二）付、正親町

從一位公通卿末子羈丸七歲（二）而
 尊通弟子（二）契約仕度候旨御願申上、
 同月廿一日願之通蒙 御許容候、

一、享保八癸卯年十一月廿四日、羈丸
 入寺仕、御礼申上候、

一、享保十乙巳年十月廿七日、羈丸得
 度之儀御届申上候、

一、享保十一丙午年二月十四日、得度仕候処
 宝光院御届申上候、

一、享保十九甲寅年四月二十五日、先住
 故大僧正病氣大切（二）付、隱居御免

被成下候而、後住附弟宝光院祐円（江）
 被仰付被下候様、為名代使者東陽院

被下御願申上候処、五月十一日隱居御免
 後住附弟宝光院（江）住職被仰付候、

依之則以東陽院御礼録等差上
 申候、

右之通（二）而御座候、
 右之例書、從莊嚴院殿執当中（江）御差

出被成候由、後々例書御状与一度（二）此方
 差出可然歟、

（白紙一六頁）



写真1 尊通墓碑 (真如堂墓地)

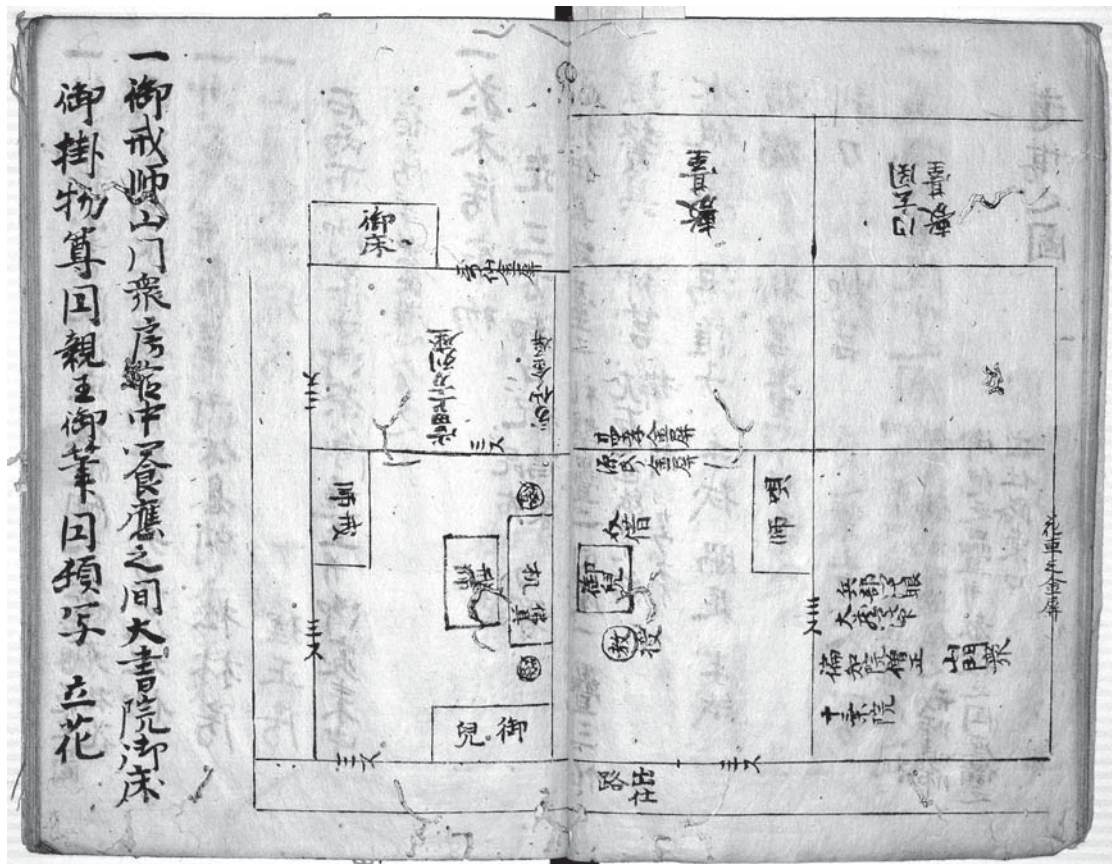


写真2 得度道場之図